

那覇市議会の政策サイクルの取組状況



平成 30 年 2 月定例会初日 市歌斉唱の様子



傍聴席



親子傍聴席

議会改革推進会議政策検討部会 編

令和 2 年 12 月現在

那覇市議会の政策サイクルの取組状況 目次

はじめに

第1章 那覇市議会の5つの政策サイクル

- | | | |
|---|---------------------------------------|-------|
| 1 | 総合計画策定・変更サイクル | ・・・1 |
| 2 | 決算認定・予算議決サイクル | ・・・9 |
| 3 | 議会報告会・市民意見交換会を通じた
市民意見・要望の集約サイクル | ・・・12 |
| 4 | 議員の政策形成及び立案等の能力向上サイクル | ・・・22 |
| 5 | 議会自身による条例制定サイクル
(めんそーれ那覇市観光振興条例全文) | ・・・24 |

第2章 那覇市議会の政策サイクルの主体

- | | | |
|---|--------------------------------------|-------|
| 1 | 本会議 | ・・・34 |
| 2 | 常任委員会(自治法上の正規の機関・常設) | ・・・34 |
| 3 | 特別委員会(自治法上の正規の機関・臨時的) | ・・・35 |
| 4 | 全員協議会 | ・・・36 |
| 5 | 議会改革推進会議並びに議会改革部会、
広報参画部会及び政策検討部会 | ・・・36 |

はじめに

那覇市議会は、平成 24 年 12 月に那覇市議会基本条例を制定し、平成 25 年 4 月 1 日から施行しています。同条例施行に伴い、平成 25 年 8 月に議会改革推進会議及びその下に政策検討部会を含む 3 部会を設置し、本格的に議会改革の取組をスタートしました。

政策検討部会では、まず平成 26 年度にめんそーれ那覇市観光振興条例の策定に取り組み、同条例制定に至る経緯を踏まえ、平成 28 年度には那覇市議会における政策サイクルの取りまとめに着手しています。

平成 29 年度からは、決算認定を前倒しすることにより前年度決算認定の結果を次年度予算案へ反映させることが可能となりました。さらに、平成 30 年度には策定段階から議会が関与した総合計画がスタートするなど、政策サイクルの柱となる新たな取組が続いています。

以下、第 1 章では、那覇市議会の 5 つの政策サイクルとして、総合計画策定・変更サイクル、決算認定・予算議決サイクル、議会報告会・市民意見交換会を通じた市民意見・要望の集約サイクル、議員の政策形成及び立案等の能力向上サイクル、議会自身による条例制定サイクルの 5 つを紹介します。第 2 章では、那覇市議会の政策サイクルに登場する主体についてまとめました。

「那覇市議会の政策サイクルの取組状況」は、那覇市議会の取組の完成形ではなく、あくまでも編集時点の取組をまとめたものに過ぎません。那覇市議会は自らに「継続的な議会改革に取り組む」（那覇市議会基本条例第 25 条第 1 項）責務を課しており、この先の新しい取組についても、議会改革推進会議の承認を得ながら随時更新していく予定です。

**議会改革推進会議政策検討部会
部会長 平良識子**

第 1 章 那覇市議会の 5 つの政策サイクル

1 総合計画策定・変更サイクル

那覇市市議会の政策サイクルのうち、長期 10 年の視点で設けられた仕組みが、総合計画策定・変更サイクルです。

将来における市のあるべき姿及び進むべき方向についての基本的な指針である那覇市総合計画は、10 年を単位とする「基本構想」及び「基本計画」と、3 年を単位とする「実施計画」の 3 段階で構成されています。那覇市議会では、そのうちの「基本構想」及び「基本計画」を議会の議決事件に指定しています。

総合計画の構成と期間

1 計画の構成

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成します。

基本構想

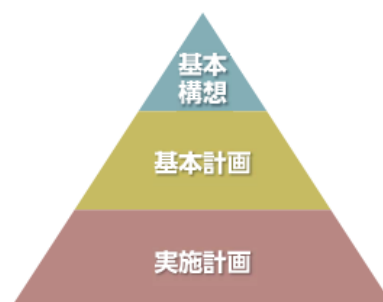
長期的展望に立ち、本市の将来像並びにその実現のための基本理念及び方向性を示しています。

基本計画

基本構想で示した将来像を実現するための基本的な施策の方向性を体系的に示しています。

実施計画

基本計画に基づき実施する事業の計画を具体的に示しています。



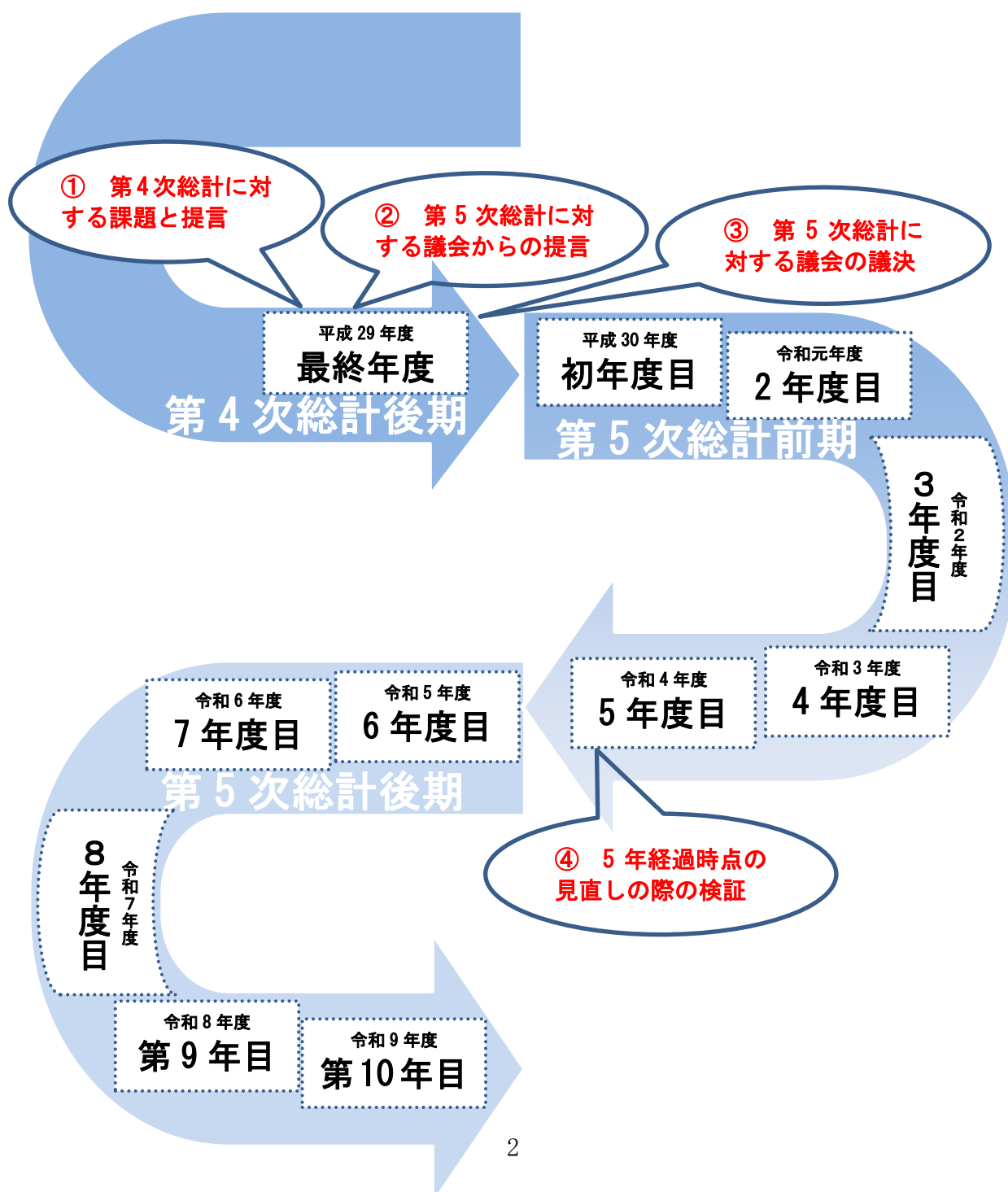
基本構想又は基本計画を策定、変更しようとするときは、市長が、総合計画策定の市民の意見を十分に反映させるために必要な措置を講じ(那覇市総合計画策定条例第 4 条)、総合計画審議会へ諮問し(同条例第 5 条)、議会の議決を経て(那覇市議会基本条例第 14 条第 1 号及び那覇市総合計画策定条例第 6 条)、その後速やかに公表される(那覇市総合計画策定条例第 7 条)こととされています。

那覇市議会は、平成 30 年度からの 10 年を対象とする第 5 次那覇市総合計画について、議決責任と説明責任を果たすべく、「議決」に先立つ 10 か月前から計画の策定に関与しました。

各派代表者会議での合意を得ながら、全員協議会並びに総務、建設(現在「都市建設環境」以下「1 総合計画策定・変更サイクル」において同じ。)、

教育福祉及び厚生経済の4つの常任委員会で審査を重ね、「第4次総合計画に対する課題と提言」続く「第5次那覇市総合計画基本構想素案の調査を終えて(提言)」の他、那覇市議会一般選挙を挟んだ「第5次那覇市総合計画(素案)に対する提言」を通じ、市長に議会の意思を伝達し、計画への反映を求めました。

そのようにして取りまとめられた第5次那覇市総合計画(基本構想及び基本計画)は、平成29年12月議会に議案として提出されました。議会は、これを総務常任委員会に付託した後、他の常任委員会との連合審査会で詳細に審査し、最終的に、総務常任委員会が提出した3か所の修正案と、修正部分を除く原案を、それぞれ全会一致で可決しています。



基本構想

まちづくりの将来像 01

なはで暮らし、働き、育てよう！
笑顔広がる元気なまち NAHA
～みんなであつなごう市民か～

まちづくりの姿勢 02

本計画の推進に当たっては、まちづくりの担い手一人ひとりを結びつける「絆」が重要となります。互いの絆が深まれば、全ての施策の成果がジグソーパズルのようにつながり、やがて面として、市全体に広がります。次の5つの絆を築いていくことをまちづくりの基本的な姿勢とします。

<p>協働の絆 情報の共有と対話の積み重ねにより、互いの信頼を深めながら、地域への愛着と誇りを持ち、様々な担い手の特性を活かした連携の輪をつなげます。</p>
<p>平和の絆 過去の苛烈な体験を胸に刻み、先人の平和を願う強い想いを引き継ぎ、さらに発信することで、次代を担う子ども達が安心して暮らせる未来を創ります。</p>
<p>共生の絆 寛容の心が広がり、世代や性別、国籍、障がいの有無にかかわらず、また、性の多様性を尊重し、全ての人々に優しい社会を築きます。</p>
<p>活力の絆 まちの活性化に資する地域資源を最大限に活用し、まち全体が市民の笑顔と活気にあふれ、明日への活力がますますみで連鎖する社会を築きます。</p>
<p>共鳴の絆 地域や他自治体の好事例を学び、気づきを共有するとともに、積極的なチャレンジにより成功体験を重ねながら、発展に向けた人々の想いを響かせます。</p>

めざすまちの姿 03

まちづくりの将来像として掲げたまちの姿を具現化するために、5つのめざすまちの姿によって進むべき方向性を示します。これらは、それぞれ独立するものではなく、互いに密接に連携しながら本市の将来像を実現するものです。



第5次総合計画策定時の執行部の作業進捗と議会の関与の流れ

※太枠内が議会が関与した部分。

平成 29 年 2 月 3 日	市長が那覇市総合計画審議会に第5次那覇市総合計画について諮問
平成 29 年 2 月 11 日	なは市民協働大学院が第5次那覇市総合計画市民提案を市長に提出
平成 29 年 2 月 27 日	全員協議会を開催。 平成28年度なは市民協働大学院成果発表会(平成29年2月11日(土)開催)での第5次那覇市総合計画市民提案と第5次那覇市総合計画策定基本方針について執行部から内容説明を受けた。

平成 29 年 3 月 15 日	<p>全員協議会を開催。</p> <p>那覇市総合計画策定推進本部会議が 3 月 13 日に承認した第 4 次総合計画の総括(同計画で各施策毎に設定されている指標(めざそう値)の進捗状況(達成、ほぼ達成、順調、推進中、停滞、その他)等)について、執行部から説明を受けた。</p>
平成 29 年 3 月 27 日 ～平成 29 年 4 月 5 日	<p>閉会中審査として総務、建設、教育福祉、厚生経済の各常任委員会を開催。</p> <p>所管事務調査として、常任委員会ごとに割り振られた第 4 次総合計画総合計画の施策(総務 20 施策、建設 21 施策、教育福祉 28 施策、厚生経済 43 施策)について、課題を抽出するとともに提言を取りまとめた。</p>
平成 29 年 4 月 11 日	<p>閉会中審査として総務常任委員会を開催。</p> <p>所管事務調査として各常任委員会が作成した第 4 次那覇市総合計画に対する課題と提言を取りまとめ、正副委員長会議に提出することを決定。</p>
平成 29 年 4 月 17 日	<p>正副委員長会議を開催。</p> <p>総務常任委員会が取りまとめた第 4 次那覇市総合計画に対する課題と提言を決定。同日、市長に手交。</p> 
平成 29 年 5 月 19 日	 <p>全員協議会を開催。</p> <p>第 5 次那覇市総合計画基本構想(審議会への諮問案)について執行部から説明を受けた。</p>
平成 29 年 6 月 5 日	<p>那覇市総合計画審議会が基本構想について市長に答申</p> <p>那覇市総合計画策定推進本部会議が第 5 次那覇市総合計画基本構想素案を承認</p>

平成 29 年 6 月 14 日	<p>全員協議会を開催。 第 5 次那覇市総合計画基本構想素案(審議会への諮問案)について、当局へ質疑し、議員間討議を行った。</p>
平成 29 年 6 月 19 日	<p>第 5 次那覇市総合計画基本構想(素案)に関する市民意見募集(パブリックコメント)開始～平成 29 年 7 月 19 日</p>
平成 29 年 6 月 21 日	<p>全員協議会を開催。 第 5 次那覇市総合計画基本構想素案に対する提言を取りまとめた。</p>
平成 29 年 6 月 26 日	 <p>議会として取りまとめた「第 5 次那覇市総合計画基本構想素案の調査を終えて(提言)」を市長に交付。</p>
平成 29 年 7 月 9 日	<p>那覇市議会議員一般選挙執行</p>
平成 29 年 9 月 1 日	<p>全員協議会を開催。 第 5 次那覇市総合計画基本計画(審議会への諮問案)59 施策について執行部から説明を受けた。</p>
平成 29 年 9 月 15 日	<p>那覇市総合計画審議会が基本計画原案について市長に答申。</p>
	<p>那覇市総合計画策定推進本部会議が第 5 次那覇市総合計画基本計画素案を承認。</p>
平成 29 年 9 月 20 日 ～ 平成 29 年 10 月 20 日	<p>第 5 次那覇市総合計画基本計画(素案)に関する市民意見募集(パブリックコメント)実施。</p>
平成 29 年 9 月 21 日	<p>全員協議会を開催。 第 5 次那覇市総合計画基本計画(素案)について執行部から概要説明を受け、議会から市長への提言までのスケジュールを確認。</p> 

平成 29 年 9 月 26 日 ～ 平成 29 年 10 月 2 日	平成 29 年(2017 年)9 月那覇市議会定例会中の総務、建設、教育福祉、厚生経済の各常任委員会において、それぞれ所管する分野の第 5 次那覇市総合計画基本計画について調査し、課題及び要望を作成。
平成 29 年 10 月 10 日	総務、建設、教育福祉、厚生経済の各常任委員会ごとに作成した課題及び要望を総務常任委員会へ提出。
平成 29 年 10 月 13 日	閉会中審査として総務常任委員会を開催。 所管事務調査として各常任委員会が作成した第 5 次那覇市総合計画(素案)に対する課題及び要望を提言に取りまとめた。
平成 29 年 10 月 16 日	正副委員長会議を開催。 総務常任委員会が取りまとめた第 5 次那覇市総合計画(素案)に対する提言を決定。
平成 29 年 10 月 18 日	10 月 16 日の正副委員長会議で決定された第 5 次那覇市総合計画(素案)に対する提言(基本構想 14 項目、基本計画 127 項目、合計 141 項目)を、議長から市長に提出。
平成 29 年 11 月 30 日	市長より第 5 次総合計画(基本構想及び基本計画)に関する議会からの提言への対応が次のとおり提出された。 ① 議会提言の趣旨を踏まえ、計画の修正を行う 基本構想 3 項目、基本計画 61 項目 ② すでに、提言の趣旨を計画に盛り込んでいる 基本構想 0 項目、基本計画 22 項目 ③ 個別計画や事業実施の際検討する 基本構想 6 項目、基本計画 39 項目 ④ 対応が困難であるため、計画の修正は行わない 基本構想 5 項目、基本計画 5 項目
平成 29 年 12 月 1 日	平成 29 年(2017 年)12 月那覇市議会定例会初日の本会議において、市長より、議案第 100 号第 5 次那覇市総合計画(基本構想及び基本計画)が提出。
平成 29 年 12 月 5 日	議会運営委員会において議案第 100 号「第 5 次那覇市総合計画(基本構想及び基本計画)について」の取り扱いについて協議。総務常任委員会を主たる委員会とし、他の常任委員会の所管にまたがる項目については連合審査会を開催することを決定。

平成 29 年 12 月 7 日	<p>総務常任委員会委員長より、建設、教育福祉及び厚生経済の各常任委員会委員長に対し、議案第 100 号第 5 次那覇市総合計画(基本構想及び基本計画)について連合審査会申入書を送付。</p>
平成 29 年 12 月 14 日	<p>本会議において議案第 100 号について 2 名の議員から質疑があり、その後同議案は総務常任委員会に付託。</p>
平成 29 年 12 月 15 日	<p>総務常任委員会・厚生経済常任委員会連合審査会を開催。 総務常任委員会・教育福祉常任委員会連合審査会を開催。</p>
平成 29 年 12 月 18 日	<p>総務常任委員会・建設常任委員会連合審査会を開催。 総務常任委員会開催。</p>
平成 29 年 12 月 20 日	<p>総務常任委員会開催。 12 月 15 日及び 18 日の連合審査会等における審査の結果、市長提案の議案第 100 号第 5 次総合計画(基本構想及び基本計画)について、総務常任委員会から下記①及び②の 2 か所、教育福祉常任委員会から下記③の 1 か所の修正意見が出されたことを受け、同議案の付託を受けた総務常任委員会において合計 3 か所の修正案が全会一致で可決され、同時に、修正部分を除く原案についても全会一致で可決。</p> <p>① 1 基本計画総論(2)基本計画の期間で、5 年経過時点で実施する見直しの際、市民・議会の参画のもと検証することを追加。</p> <p>② 施策番号 6 の取り組みの活動状況をみる指標として平和事業の充実を追加。</p> <p>③ 施策番号 23 の現状と課題に公立小中学校の正規教職員率向上が求められること及び少人数学級の実現が求められている旨の記述を追加。</p>
平成 29 年 12 月 25 日	<div data-bbox="520 1541 810 1926" data-label="Image"> </div> <p>平成 29 年(2017 年)12 月那覇市議会定例会最終日の本会議において議案第 100 号の審査報告で、総務常任委員会の修正案が全会一致で可決され、同時に、修正部分を除く原案についても全会一致で可決。</p>

(予定)
令和4年4月1日～

5年経過時点で実施する見直しの際、検証に参画する。

第5次那覇市総合計画施策体系

なはで暮らし、働き、育てよう！
～みんなであつなごう

めざすまちの姿

多様なつながりで共に助け合い、認め合う安全安心に暮らせるまち NAHA

互いの幸せを地域と福祉で支え合い誰もが輝くまち NAHA

次世代の未来を拓き、豊かな学びと文化が薫る誇りあるまち NAHA

小さな「わ」が大きな「Wa」に広がる島根によるまちづくり

- 自治会や校区まちづくり協議会などが活用し活動するまちをつくる
- 市民が幅広い活動に参加する仕組みが整ったまちをつくる

地域の力が重なる安全安心のまちづくり

- 地域の防犯・交通安全活動を推進し、安全安心を実感できるまちをつくる
- 防災体制が充実した暮らしを守るまちをつくる
- 災害対応力の高いまちをつくる

交流の輪を広げ平和を醸成するまちづくり

- 平和を追求する思いを共有し、平和の輪を広げていくまちをつくる
- 国際交流で、つながり、ひろがるまちをつくる

人権が尊重され、誰もが心豊かに安心して暮らせるまちづくり

- 一人ひとりの人権が尊重され、誰もが心豊かに安心して暮らせるまちをつくる

地域で暮らし、地域で支えるまちづくり

- 地域のみなが、支え合うまちをつくる
- 小学校区などの身近な地域の中で、高齢者がいきいきと暮らし暮らせるまちをつくる
- 障がいのある人が安心して暮らし、働くまちをつくる
- 子どもの貧困対策をすすめる子ども達が夢を持って成長できるまちをつくる

すべての人が健康で生き生きと暮らせるまちづくり

- 市民一人ひとりが健康づくりを実践するまちをつくる
- 市民一人ひとりがこころの健康を維持することができるまちをつくる
- 歳と子が地域の中で共につながり輝きに暮らせるまちをつくる

身近な地域で良質かつ適切な医療が受けられるまちづくり

- 地域医療の充実したまちをつくる
- 適切に救急医療につなげるまちをつくる
- 健診受診の意識を高め、医療費の適正化を進めるまちをつくる

臨海的で快適に暮らし、健康寿命にも強いまちづくり

- 生物的で快適な生活環境を守るまちをつくる
- 健康寿命管理体制が整ったまちをつくる

子育てが楽しくなるまちづくり

- すべてのこどもそれぞれの時期に適した遊樂施設のあるまちをつくる
- 支援が必要なこどもや障害者に必要な支援が早く受けられるまちをつくる

自らの力で未来を拓く子ども達を応援するまちづくり

- 自ら学び・働いて成長する子どもを応援するまちをつくる
- 学校施設の継承・整備をすすめる、安全安心な教育環境があるまちをつくる

生涯学習を推進し、地域の教育力を向上させるまちづくり

- どこでも誰でも生涯学習ができるまちをつくる
- どこでも誰でも生涯スポーツができるまちをつくる
- 学校が学びや育ちの拠点となるまちをつくる

郷土の歴史、伝統文化・芸術にふれ、新たな文化を創造するまちづくり

- 文化が保存され継承されるまちをつくる
- 市民の文化芸術・芸術活動を支援するまちをつくる

笑顔広がる元気なまち NAHA
市民カ～

基本構想を推進するために

市民との信頼を深め、効率的で効果的な行政運営を行う

- 市民との信頼を深める職員との信頼と信頼づくり
- 社会の変化に対応できる職員の高成長と学習に取り組む
- 行政サービスの電子化により市民の利便性を高める組織づくりをすすめる
- 効率的で効果的な行政運営を行う
- 市民満足度の高いサービスの提供をすすめる
- 持続可能な財政運営をすすめる

省エネを実現し、資源が循環するまちづくり

- 省エネを実現するライフスタイルへの転換を促進するまちをつくる
- ごみを減らし、資源として再使用、再活用するまちをつくる

自然環境が育まれた暮らしやすい都市環境のまちづくり

- 暮らしやすい環境を実現し、次世代に受け継ぐまちをつくる
- 自然・水循環環境をみんなで育むまちをつくる
- 魅力ある公園を整備し、みどりを守り育て、遊びやすいまちをつくる
- 地域と共にみどり豊かな美しい道路空間のあるまちをつくる

暮らしを豊かにする暮らしやすいまちづくり

- 市街地の魅力を促進し安全で快適な魅力あるまちをつくる
- 誰もが移動しやすいまちをつくる
- 住宅環境が整備され、快適に住むことができるまちをつくる
- 人と動物が共生し、衛生的な生活環境が確保されたまちをつくる

災害に強い都市基盤の整備で安全安心のまちづくり

- 安全安心で快適な都市空間の確保されたまちをつくる
- 強靱な水環境で、いつどこでも安全安心なまちをつくる
- 公共下水道を継続促進し、安全安心なまちをつくる

那覇の魅力と特性を活かした土地利用を進めるまちづくり

- 地域の特性を活かし魅力が高められたまちをつくる
- 那覇市有地(那覇市有地)の効率的な活用したまちをつくる

ヒト・モノ・コトが集い、育ち、ひろがる万国津梁のまち NAHA

デジタル・リゾートと歴史・文化が融合する観光まちづくり

- 国際化に対応した観光環境の整備されたまちをつくる
- 素晴らしい観光資源の発掘、醸成と魅力のあるまちをつくる

様々な産業が集い、育ち、ひろがるまちづくり

- 創発的産業及び新たな産業の振興により育ちあえるまちをつくる
- 農工業が発展するまちをつくる
- 農水産業が活き活きとしたまちをつくる
- 那覇島の物流・交通網の機能を強化し、世界に開かれたまちをつくる
- オープンデータが活用されるまちをつくる

暮らしを支える市民とその労働力を結ぶまちづくり

- みんなが笑顔で楽しく働きやすいまちをつくる
- 産業を支える人材が育つまちをつくる

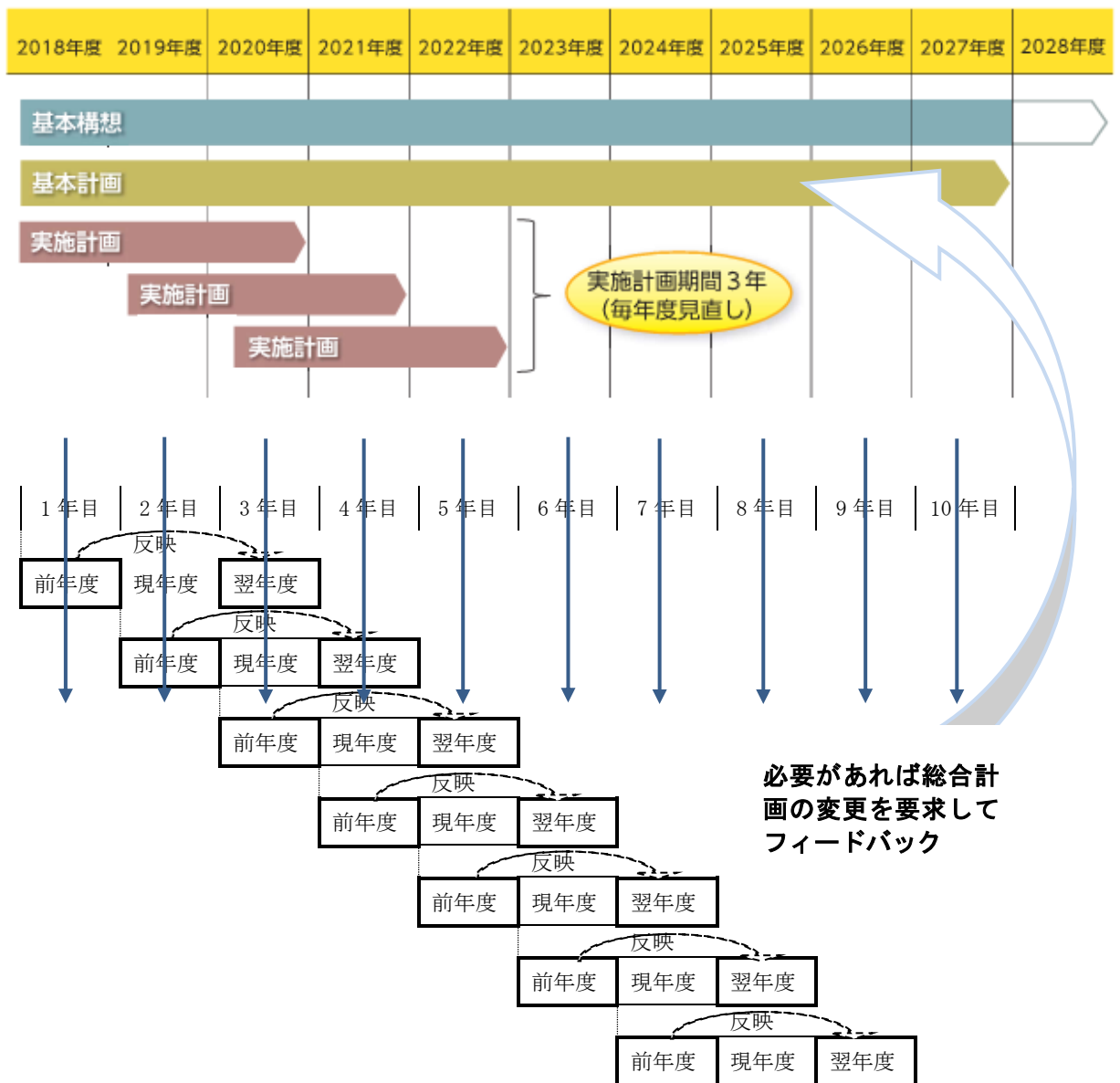
中心市街地を活かしたまちづくり

- 商店街やマツチパークなどが賑わうまちをつくる
- 中心市街地の再整備などを行い魅力あるまちをつくる

2 決算認定・予算議決サイクル

総合計画策定への議会の関与が10年長期の政策サイクルであるのに対し、決算認定・予算議決サイクルは3年中期の政策サイクルです。

決算や予算の審議に当たり、議会は市長に対し、施策別又は事業別の「政策説明資料」の作成を求めるものとされ(那覇市議会基本条例第13条)、執行部から提出される年度単位の資料を基に、長期10年に及ぶ総合計画の進捗を管理し、かつ、総合計画と毎年の事業執行との整合性を図れるようにしています。



長期10年の総合計画に照らし、毎年の決算認定と予算議決により進捗を管理

決算、当初予算及び補正予算を審議するため、市長が議会に提出し、議員のタブレット端末に配信される事業別に目的、内容、効果、活動実績、評価、今後の方向性等が示された「政策説明資料」の事例は、以下のとおりです。

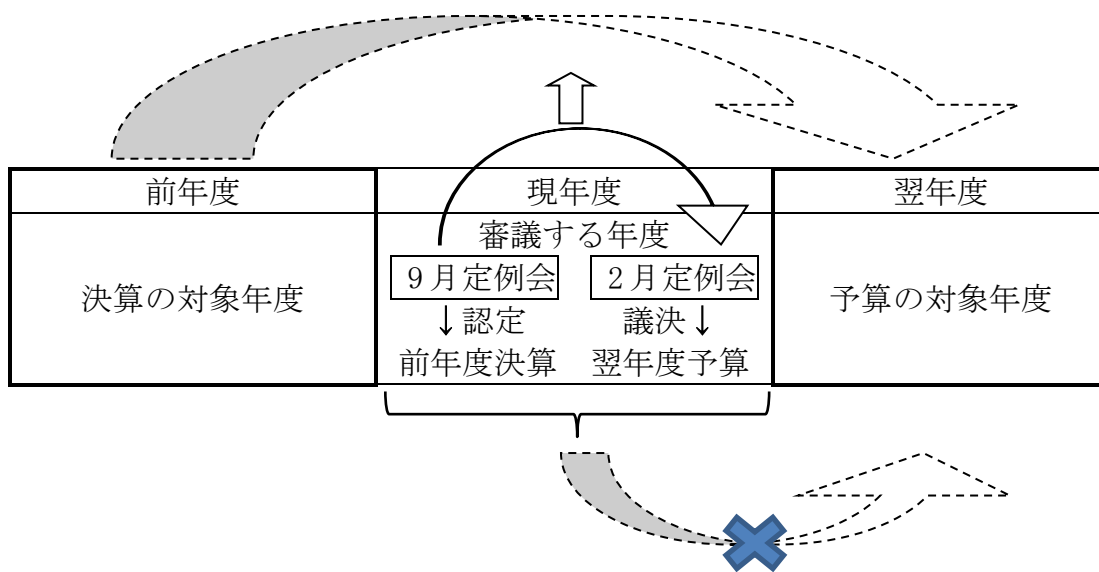
政策説明資料（令和2年度 9月補正予算_第8号）						
1. 基本事項						総務部 防災危機管理課
事業名	防災活動支援事業					繰越区分
財政区分	経費	企画経費	会計	01 一般会計	事業CD	208-00 - 13
事業予算費目	款	09 消防費	項	01 消防費	目	04 災害対策費
総合計面上の位置付け	都市像	01_多様なつながりであり助け合い、認め合う安全安心に暮らせるまち NAMA			開始年度	令和2年度
	政策	02_地域の力が重なる安全安心のまちづくり			実施手法	01 直接実施
	施策	03_災害対応力の高いまちをつくる			負担区分	02 国・県補助事業
根拠法令要綱等	災害対策基本法、那覇市地域防災計画					
2. 事業概要						
事業の対象	市民、観光客等					
事業の目的	災害時における避難所での新型コロナウイルス感染拡大を防止することを目的に、自主避難所及び指定避難所にパーティション簡易テント等を整備するもの。					
事業の内容及び効果	災害が発生し避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すことが重要であることから、市民等が安全に避難できるよう以下の資器材を整備し感染拡大の防止を図る。 ①簡易テント1,248張 ②簡易ベット1,248台 ③アルミマット2,327枚 ④IP無線機50機					
活動実績及び評価	台風（暴風警報）及び大雨警報（土砂災害警戒情報）等発令に伴う避難所開設状況 H30 台風4件 大雨0件 R1 台風1件 大雨1件 R2 台風0件 大雨1件					
今後の方向性と その内容	01 継続 (現状のまま)	内閣府通知「「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」(第2版)(府政防第1262号)」等に基づき計画的に整備を行う。				
補正理由	避難所における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策及び第2波の対策を早急に実施する必要があるため。					
3. 補正内容						
		補正前の額	補正額	補正後額		
事業費		0千円	63,848千円	63,848千円		
財源内訳	国・県支出金	0千円	57,463千円	57,463千円		
	地方債	0千円	0千円	0千円		
	分担金・負担金	0千円	0千円	0千円		
	使用料・手数料	0千円	0千円	0千円		
	その他	0千円	0千円	0千円		
	一般財源	0千円	6,385千円	6,385千円		

平成 28 年度まで 10 月臨時会を開催して審議していた前年度決算の認定を、平成 29 年度から 9 月定例会に前倒しするよう改めました。

審議を前倒しすることにより前年度決算審査で顕在化した事業執行に対する要望を、翌年度予算編成作業前に当局へ伝達することが可能となり、2 月定例会で提案される翌年度の予算案に盛り込ませることが可能になりました。

現在は、予算決算常任委員会の分科会における決算審査の場において、個々の委員が今後の事業の方向性を質すのに対し、所管課長等から翌年度予算要求の姿勢が示されています。

◎ 前年度の事業結果を翌年度の事業に 1 年遅れで反映可能

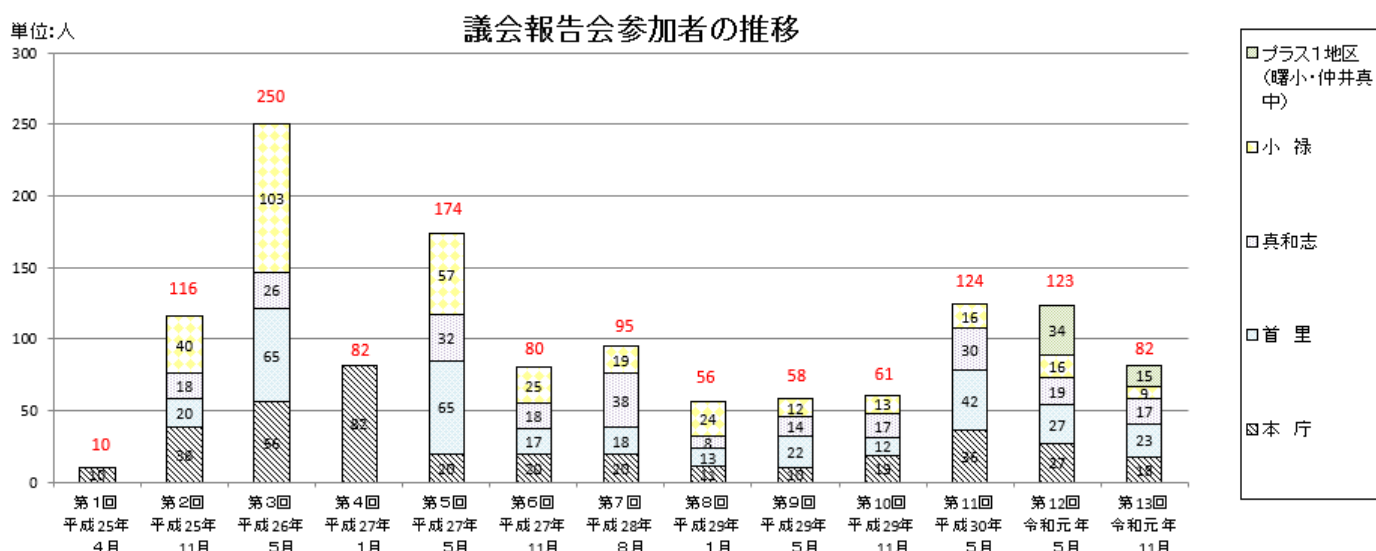


ただし、現在進行中の現年度事業は、現年度末日(3/31)迄事業が進行する。翌年度分の予算審議を行う(2月)時点では評価を確定できず、翌年度予算に反映させるのは難しい。

3 議会報告会・市民意見交換会を通じた市民意見・要望の集約サイクル

決算認定・予算議決と並び1年ごとに実施される那覇市議会の政策サイクルのもう一つが、議会報告会・市民意見交換会を通じた市民意見・要望の集約サイクルです。

那覇市議会は、毎年、議会報告会・市民との意見交換会を開催するもの(那覇市議会基本条例第8条第1項)とし、平成25年度の第1回開催を皮切りに、各年度ごとに概ね2回、また第2回開催時から、開催場所を市内4地区(本庁地区、首里地区、真和志地区、小禄地区)ごとに設け、浸透を図ってきました。令和元年度からは、さらに1会場増やし、規模を拡大しております。



第13回【本庁地区】本庁舎1F 市民会議室



第13回【小禄地区】那覇市社会福祉協議会



第13回【真和志地区】沖縄大学 3号館 101教室



第13回【首里地区】首里公民館 1Fホール



第13回 仲井真中学校 視聴覚室

複数ある全ての会場で、議会審議の状況説明及び質問・回答に適切に対応できるよう、個別の政策課題を所管する総務、都市建設環境、教育福祉、厚生経済の4つの常任委員会の委員を必ず1人以上配置しています。

会場で寄せられた市政に対する意見・要望は、その後、所管の常任委員会に割り振られて対応が検討され、市長へ要望するもの、委員会として調査、回答を要するもの等に分けられます。

<p>待機児童解消のスピードアップ化を図るとともに、認可外保育園への支援を拡充すること。</p>	<p>保育所の創設、分園、建替え等により定員増等を加速化させ、平成 30 年度当初までに待機児童をゼロにすることを計画している。</p> <p>認可外保育園に対しては、従来の支援に加え、熱中症対策支援、運営費支援を事業化し、支援の強化を図っている。</p>
<p>市民共同墓の南駐車場については、グラウンドゴルフ等の市民利用が可能な多目的広場の整備を図ること。</p>	<p>現在、市民共同墓建設工事の現場事務所等としているが、市民共同墓完成後は、従来通りグラウンドゴルフ等の利用が可能な多目的広場として、現状回復する。</p>
<p>【第 3 回(平成 26 年 5 月 21・22 日)】</p>	
<p>小祿支所、消防局小祿南出張所（仮称）及び真和志南地区公民館・図書館（仮称）など、地域にかかる公の施設の建設事業については、早急に地域住民への十分な説明と意見交換を行うこと。</p>	<p>関係各部署と連携しながら、基本構想又は基本計画を策定する中で、ヒアリング、説明及び意見交換を行う。</p>
<p>特定健診の受診率アップのため、各種市内イベント、地域の運動会、自治会等への出張実施などの工夫を行うこと。</p>	<p>イベントや運動会は、日曜日などの休日を利用した開催になることが多く、受託健診機関の協力が必要で、現在 2 か所のみ。今年的那覇市健康ウォーキング大会において、同時開催される健康フェアの中で、健診を実施できるよう準備中。</p> <p>自治会等が主催して健診を実施した場合に、健診報奨金を交付している。</p>
<p>各小中学校の耐震診断の状況や計画及び各地域の避難場所や備蓄の状況、また本市の消防力・救急搬送状況など、地域の防災情報の各家庭レベルへの周知を徹底すること。</p>	<p>耐震補強事業を予定している小中学校は、平成 26 年度 2 校、平成 27 年度 2 校、平成 28 年度 2 校。平成 29 年度以降も順次、取り組む。</p> <p>避難場所は、一時避難場所は 26 ケ所、収容避難所は市内小中学校 53 校、広域避難場所は 5 ケ所、収容避難所は 5 ケ所を指定。</p> <p>食料品を 260,850 食分備蓄している他、小売業と災害時の食料品等の提供について小売業者と協定を締結している。</p> <p>消防力・救急搬送状況は、広く市民へ情報発信できるよう努める。</p> <p>防災情報は、那覇市の HP にて収容避難場所等を掲載し、那覇市防災気象情報メールやエリアメールを活用して災害情報を発信している。</p>

<p>御茶屋御殿及び中城御殿の早期の復元整備について、国とも連携しながら、那覇市としての取り組みを更に推進すること。</p>	<p>御茶屋御殿は、沖縄総合事務局、沖縄県、那覇市の担当で構成する「御茶屋御殿ワーキンググループ」を設置し、会議を重ねている。</p> <p>中城御殿は、沖縄県の公園整備事業として進められている。</p>
<p>【第5回(平成27年5月27・28日)】</p>	
<p>観光客の利便のためにも、早急に、国際通り又は周辺に観光バスの駐停車場整備を行うこと。</p>	<p>沖縄県、バス協会等の関係者と調整を重ね、平成25年11月に、てんぶす那覇横に新たな乗降場を整備したが、その後新たな駐停車場の実現には至っていない。</p> <p>今後も駐停車場として適した場所がないか、引き続き検討する。</p>
<p>外国人の自転車利用者も増えており、多言語の安全運転（交通マナー）パンフの配布や保険制度の周知などを行うこと。</p>	<p>今年度は関係機関と連携し、チラシやポスターをしない小中学校及び自治会に配布している。</p> <p>今後、外国人への周知に向け、外国語のチラシを作成し、効果的な配布を行う。</p>
<p>那覇空港の騒音防止対策対象住宅の防音工事について、従来より地域が広がっていることから、もれのないように対象地域へ周知すること。</p>	<p>新たに拡大となった騒音対策区域の所有者等に、関連資料を配布し、住民説明会を実施し、那覇市HPやなは市民の友に掲載した。</p> <p>今後も周知に努める。</p>
<p>災害時の避難（避難ビル等含む。）場所、避難経路、避難手段・誘導について、市民への情報周知を徹底すること。</p>	<p>一時避難場所は31ヶ所、収容避難所は市内小中学校53校、広域避難場所は5ヶ所、収容避難所は7ヶ所、民間のホテル等は103ヶ所を指定。</p> <p>これらの情報は那覇市のHPやなは市民の友に掲載している。</p>
<p>【第6回(平成27年11月25・26日)】</p>	
<p>待機児童解消のため、施設の整備の他、保育士の環境整備を行ってほしい。</p>	<p>平成30年度当初までに約2,500人の保育定員の増員を目指している。</p> <p>保育士の確保を含めた環境整備として、「保育体制強化事業」「保育士年休取得等支援事業」「保育士特別配置等支援事業」「保育士試験受験者支援事業」といった事業に取り組む。</p>

<p>那覇市第一牧志公設市場の再整備について、嘆願書、陳情書の回答方法は、文書による回答のみではなく、口頭での説明を行ってほしい。</p>	<p>平成 27 年 10 月 15 日は嘆願書、同年 11 月 12 日は陳情書について、文書にて回答をした。</p> <p>同年 11 月 19 日には那覇市商店街事務連絡会において、各通り会代表者に説明した。</p> <p>今後も意見交換や説明会等の機会を柔軟に設定する。</p>
<p>【第 7 回(平成 28 年 8 月 3・4 日)】</p>	
<p>第 5 次 総合計画策定について</p> <p>① 第 4 次総合計画の中で、豊かな文化都市、文化の継承と発展とある。那覇市民会館など、古い建築物を残して、豊かな文化都市、那覇市にしてほしい。</p> <p>② 第 5 次総合計画の市民案策定に携わっている「なは市民協働大学院」の受講生から、受講生 30 人を 5 つのグループに分けて市民案策定となると、少人数で市民案の策定することになるのではと不安である。</p> <p>もっと、多角的に市民意見が反映されるような総合計画にしてほしい。</p>	<p>① 現在、第 5 次総合計画の策定に取り組んでおり、本市における文化のまちづくりの方向性や目的を協議していく中で検討する。</p> <p>② 総合計画策定に多角的に市民意見が反映されるための取組みとして、市民協働大学院では、幼稚園児の保護者及び中学生から大学生を含めた市民延べ 5 千人を対象としたアンケートを実施した。また、福祉団体、ボランティア団体、企業等へアンケート、インタビュー等を実施した他、8 月に市内全中学校から代表者が参加したワークショップを開催し、9 月に公募に応じた学生が参加した高校生・大学生ワークショップを開催した。</p>
<p>市内のいたるところで雑草が繁茂して、景観を損ねている。観光立県である県都那覇市としてふさわしい環境を保つため、市民と協働して対応してほしい。</p>	<p>国道・県道・市道それぞれの管理者が管理業務を行っている。市道の除草については、定期的実施しているが、雑草の生育が早く、対応に苦慮しているため、現在 106 団体とボランティア協定を締結し、市民との協働により除草を含む道路美化活動の推進を図っている。</p>
<p>子どもと遊ぶために市内の公園にいくと、故障などで危険回避のために遊具が使用できない場合も多いが、早めに修繕を行ない、もっと子どもたちが憩える場所を那覇市内に数多くつくってほしい。</p>	<p>現在、使用禁止となっている約 40 基の遊具は、平成 30 年度までに整備できるよう計画している。</p> <p>子供のための社会づくりとして、遊具等の公園施設が安全で安心して利用できるようにきめ細やかな維持管理に取り組み、公園が憩える場所となるよう今後とも努める。</p>

<p>認可保育所に預けられている子どもと認可外保育施設に預けられている子どもは、どちらも那覇市の子どもたちであるため、保育環境の格差が生じないようにしてほしい。</p>	<p>給食費や内科・歯科健診料の助成、保育材料費の補助、施設設備の改修補助等で年間約4億円の支援を行っている。昨年度からは、認可保育所の待機児童で認可外保育施設に入所しているひとり親世帯に対する保育料支援事業も実施している。</p> <p>今後とも、より効率的、効果的な支援の在り方について検討する。</p>
<p>【第8回(平成29年1月19・20日)】</p>	
<p>総合的な防災訓練について、国際通り等を含めた、消防局、市民、警察なども交えた防災訓練(観光客の避難等)を検討してほしい。</p>	<p>観光客や地域住民への対応について準備が必要と考えている。平成29年1月には県とコンベンションビューロー主催の訓練が行われており、本市においても観光業者等と連携した訓練の実施について、検討していきたいと考えている。</p>
<p>免許返納後のタクシー運賃の割引について、タクシー運賃は、免許返納後わずか10%の割引しかない。せめて30%割引してほしい。</p> <p>現状では、離れている病院に行くには負担が大きい。もう少し、高齢者の立場に立った福祉のあり方を考えてほしい。</p>	<p>要望のあった免許証を自主返納された高齢者に対するタクシー運賃の10%割引は、沖縄県警の取組と考えている。</p> <p>本市では、以前から福祉バス運行事業、高齢者公共交通割引制度、外出(通院)支援サービス事業等を実施している。今後も高齢者の交通手段に対する支援を実施していきたいと考えている。</p>
<p>市営住宅の空き駐車場は、那覇市直営分で547台(石嶺124台、壺川東改良5台、石嶺第二5台、安謝12台、末吉7台、新都心銘苅45台、繁多川6台、久場川45台、識名5台、宇栄原174台、大名119台「平成29年3月1日現在」)あり、活用方法を検討してほしい。</p>	<p>市営住宅の駐車場は、国の補助事業により整備しているため、入居者以外の使用については国の承認が必要となるので、国及び県との調整をすすめ、活用法について検討する。</p> <p>建替事業中である市営住宅については、事業の進捗により駐車場整備台数は適正な配置、数量となる予定。</p>
<p>引き続き、待機児童の解消の取り組みとそ のための保育士の処遇改善を強く進めてほしい。</p>	<p>平成30年4月までに約2,500人の保育定員の増員を図る。</p> <p>保育士の処遇改善として「保育体制強化事業」や「保育士年休取得等支援事業」等を継続すると共に、国や県の補助メニューを活用していきたい。</p>

【第9回(平成29年5月16日)】

<p>第5次那覇市総合計画における中間地点の検証のときに、市民をその検証に参加させて市民を巻き込んだ総合計画にするよう要望します。</p>	<p>市民意識調査をとおして、第5次那覇市総合計画の各政策に対する「満足度」「重要性」について把握することで、市民の評価の機会を幅広く設定することとしている。</p>
<p>レンタカー等による交通渋滞、及び交通弱者へ配慮したバス・モノレール等の路線、本数などの課題を関係機関と連携しながら解決し、LRT 実現に向けて検討を進めるなど、誰もが利用しやすい交通体系を実現するよう要望します。</p>	<p>沖縄県公共交通活性化推進協議会のもと関係機関において、様々な施策の導入している。 LRT については平成 27 年度から調査をしており、導入の実現に向けた課題の整理をしている。 今後も「誰もが移動しやすいまちをつくる」の実現に向け、行政、市民、関係機関等と連携・協働していく。</p>
<p>学校現場における性差によらない混合名簿の推進を要望します。</p>	<p>次年度からの市内全小中学校での男女混合名簿の一斉導入に向けて、準備を進めている。</p>
<p>老人福祉センターの利用者の利便性の向上のため、送迎バスの運行を増やすよう要望します。</p>	<p>現在、福祉バス 2 台で 1 日 4 便の運行。1 日の便数について変更することは難しいが、運行ルート等の管理方法を再度検討する。 新たな福祉バスの運行は、財政的に難しい。 本市の目指す地域包括ケアシステムは、自助、互助を目標としていることから、徒歩や家族等による送迎、他の公共交通機関の利用、他の利用者との乗り合わせ等を検討していただきたい。</p>
<p>文化振興の観点から、那覇を記録した貴重な写真や映像などを収集し、地域教育や観光振興につながるような取り組みが必要ではないか。 那覇市の市制施行 100 周年記念事業として位置付け、那覇市歴史博物館を中心に民間とのタイアップも視野に入れた活用方法を検討するよう要望します。</p>	<p>那覇市歴史博物館の資料収蔵施設及び所有機材では、写真・映像資料等の収集・保管は難しく、映像資料の管理に関する技術の蓄積もない状況。 写真・映像資料等の活用については、本市の方向性の検討を関係部署で慎重に行うことが肝要と考える。</p>

【第10回(平成29年11月20・21日)】	
<p>委託金だけでは運営が厳しいという声がある。</p> <p>費用削減の面だけでなく、協働のまちづくりの面からも、指定管理者制度のあり方を検討するよう要望する。</p>	<p>公の施設という公共サービスの水準を確保していくため、本市財政状況を考慮しながら、運営管理経費の積算及び査定の精度を高める努力を今後も重ねて行く。</p>
<p>学校施設のトイレの洋式化について、全国の6割に対し、本市では、3割程度しか整備されていない。</p> <p>学校施設は、災害時の拠点にもなることから、計画的な整備を要望する。</p>	<p>平成31年度には、5割に達成する見込みとなっており、平成37年度を目標にトイレの洋式化事業が完了できるよう、関係機関と調整を行う。</p>
<p>新文化芸術発信拠点施設整備事業については、中心市街地関係者と地域の意見交換会を開催するよう要望します。</p>	<p>平成30年1月18日に中心商店街の皆様に対し、市長をはじめ、副市長、関係部長も出席して事業についての説明を行い、意見交換の場を設けた。</p>
【第12回(令和元年5月22・23日)】	
<p>市営住宅における空き駐車場の活用を要望します。</p>	<p>入居者の高齢化等により、自動車を所有していない世帯が増加し、空き区画が生じている。</p> <p>市営住宅整備の際、国から補助金を受けているため、入居者又は同居者以外の者に対する行政財産の目的外使用許可をするためには、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に基づく国の承認が必要。</p> <p>現在、入居者等が介護等の支援を受けるための親族、事業者の利用については許可している。</p> <p>今後は他自治体の事例を参考にしながら、親族等による見守りのための駐車について、利用拡大に向けた作業を進めている。</p>
<p>市道 城東城北線について、早急に都市計画を決定し、スピード感をもって道路拡幅を実現することを要望します。</p>	
【第13回(令和元年11月6・7日)】	
<p>市長への提言無し</p>	
【第14回】	
<p>新型コロナ等により、動画配信による議会報告とした。(令和2年11月11日から12月11日まで配信)</p>	



議会報告会における市民意見・要望を市長へ手交(令和元年12月20日)

4 議員の政策形成及び立案等の能力向上サイクル

那覇市議会では、議員の政策形成及び立案等の能力向上を図るため、毎年度、議員研修会を開催しています。

平成26年度に沖縄の観光等をテーマに開催した議員研修会は、議員提案によるめんそーれ那覇市観光振興条例制定へと結実しました。平成29年度の江藤俊昭山梨学院大学教授の議員研修会は、第5次総合計画の策定段階からの議会の関与に、また、平成30年度に政治倫理条例をテーマに開催した議員研修会は、現在の那覇市議会の政治倫理条例制定に向けた取組へと繋がっています。

開催日	協議事項等
平成25年11月18日	内容 議会による政策形成、政策立案及び政策条例制定について 講師 会津若松市議会議員(前議長) 目黒章三郎
平成26年8月6日	内容 沖縄の観光、那覇の観光～世界の観光・ビジネス都市を目指して 講師 琉球大学観光産業学部 教授 下地芳郎
	内容 那覇市としての観光の捉え方 講師 沖縄ツーリスト株式会社 代表取締役 東良和
平成28年3月22日	内容 復帰以降の沖縄県財政 ー類似県との比較通じて那覇市を考えるー 講師 沖縄国際大学 産業情報学部 教授 仲地 健
平成29年2月3日	内容 議会からの政策サイクルの現段階 ー議会改革の第2ステージー 講師 山梨学院大学法学部 教授 江藤俊昭
平成30年2月9日	内容 可児市議会の4つの政策サイクル (多様な民意を反映する) 講師 可児市議会 議長 川上文浩
平成30年11月8日	内容 政治倫理条例のすべて (クリーンな地方政治のために) 講師 九州大学名誉教授 齋藤文男
令和元年11月28日	内容 沖縄振興予算と一括交付金 講師 政策統括官(沖縄政策担当) 参事官(企画担当) 荒竹宏之
令和2年10月20日	内容 これからの沖縄振興予算 講師 沖縄県副知事 富川盛武



平成 28 年度・山梨学院大学 江藤教 授



平成 29 年度・可児市議会 川上 議長



令和 2 年度・沖縄県 富川 副知事

5 議会自身による条例制定サイクル


那覇市議会では、過去に、路上喫煙防止条例に関する調査特別委員会が主体となって那覇市路上喫煙防止条例(2名の議員が提出者、12名の議員が賛成者となって平成18年12月5日に議案第111号として提出。委員会付託省略のうえ同日全会一致で可決。平成19年4月1日施行。)を、中核市移行に関する調査特別委員会が主体となって那覇市議会基本条例(2名の議員が提出者、10名の議員が賛成者となって平成24年12月21日議案第156号として提出。委員会付託省略のうえ同日全会一致で可決。平成25年4月1日施行。)を制定しています。

那覇市議会基本条例では、第25条に「継続的な議会改革」に「取り組むため」の「推進組織」を設置する旨の規定が設けられ、この規定に基づいて、議会改革推進会議と、その下に3部会(議会改革部会、広報参画部会、政策検討部会)が設けられ、その政策検討部会が取組主体となって、めんそーれ那覇市観光振興条例(平成27年3月20日に議案第57号提出。委員会付託省略のうえ同日全会一致で可決。平成27年4月1日施行)を制定しています。

政策検討部会における「めんそーれ那覇市観光振興条例」制定までの取組

平成26年3月4日	政策検討部会を開催。政策的条例を制定した県外市議会の事例に関する視察調査、日程について意見交換。
平成26年3月20日	政策検討部会を開催。県外市議会の視察調査先について意見交換。
平成26年5月12日	<p>政策検討部会が千葉県柏市議会を視察。</p> <p>① 柏市がん対策基本条例及び</p> <p>② 柏市自殺対策推進条例制定時の状況について説明を受けた。</p>
平成26年5月13日	<div data-bbox="531 1594 1134 1995" data-label="Image"> </div> <p>政策検討部会が神奈川県鎌倉市議会を視察。</p> <p>③ 鎌倉市省エネルギーの推進及び再生エネルギー導入の促進に関する条例及び</p>

	④ 鎌倉市自転車の安全利用を促進する条例制定時の状況について説明を受けた。	
平成 26 年 5 月 14 日	政策検討部会が静岡県静岡市議会を視察。 ⑤ 静岡ものづくり産業振興条例制定時の状況について説明を受けた。	
	政策検討部会が滋賀県大津市議会を視察。 ⑥ 大津市子どもいじめの防止に関する条例制定時の状況について説明を受けた。	
平成 26 年 5 月 15 日	政策検討部会が岡山県岡山市議会を視察。 ⑦ 岡山市歯と口腔の健康づくり条例及び ⑧ 地域主体による生物多様性の保全を推進する条例制定時の状況について説明を受けた。	
		政策検討部会が岡山県岡山市内のつながる地域づくり研究所を視察。 ⑨ 各地域の課題の調査、自治体政策の研究等について説明を受けた。
平成 26 年 5 月 16 日	政策検討部会が兵庫県高砂市を視察。 ⑩ 高砂市子どもを虐待から守る条例制定時の状況について説明を受けた。	
平成 26 年 6 月 2 日	政策検討部会を開催。 5 月 12 日～16 日に実施した県外市議会の政策的条例の策定経緯に関する視察調査の結果を踏まえ、条例のテーマについて協議。	

平成 26 年 6 月 10 日	<p>政策検討部会を開催。</p> <p>1 条例のテーマについて意見交換し、健康増進、子育て支援、観光振興をテーマとする意見が出た。各会派で意見を募ることとした。</p> <p>2 条例制定までの活動スケジュールについて意見交換。</p>
平成 26 年 6 月 12 日	<p>政策検討部会を開催。条例のテーマについて、本市で既に制定されている条例一覧を配布し、改めて協議。</p> <p>各会派で募った意見は、市民協働、障害者福祉、迷惑メール、虐待から市民を守る、青少年育成、こども政策、健康推進、など多くの提案があった。</p> <p>協議の結果、本年度は観光振興に関する条例をテーマとする事で意見が一致。</p>
平成 26 年 6 月 20 日	<p>政策検討部会を開催。8 月に開催する議員研修会のテーマ及び講師等について協議。</p>
平成 26 年 7 月 9 日	<p>政策検討部会を開催。観光振興条例制定に向けて意見聴取する関係団体の選定について協議。</p>
平成 26 年 8 月 6 日	<p>全議員を対象にした議員研修会を開催。議員提案による観光振興条例を目指していたこともあり、2 人の講師により、那覇市、沖縄県の観光の捉え方等について、次の内容で講義を受けた。</p> <p>講師 琉球大学観光産業学部 教授 下地芳郎</p> <p>内容 沖縄の観光、那覇の観光～世界の観光・ビジネス都市を目指して</p> <p>講師 沖縄ツーリスト株式会社 代表取締役 東良和</p> <p>内容 那覇市としての観光の捉え方</p> 

平成 26 年 8 月 13 日	<p>政策検討部会を開催。 関係団体(那覇市観光協会、沖縄観光コンベンションビューロー)から、(仮称)那覇市観光振興条例制定に関する意見聴取を行った。</p>
平成 26 年 8 月 15 日	<p>政策検討部会を開催。 関係団体(沖縄県飲食業生活衛生同業組合那覇支部、那覇市国際通り商店街振興組合連合会、沖縄県レンタカー協会)から、(仮称)那覇市観光振興条例制定に関する意見聴取を行った。</p>
平成 26 年 8 月 27 日	<div data-bbox="544 696 1110 1059" data-label="Image"> </div> <p>政策検討部会を開催。 関係団体(沖縄県ホテル協会)から、(仮称)那覇市観光振興条例制定に関する意見聴取を行った。</p>
平成 26 年 9 月 4 日	<p>政策検討部会を開催。 (仮称)那覇市観光振興条例の構成内容について協議。</p>
平成 26 年 9 月 30 日	<p>政策検討部会を開催。 (仮称)那覇市観光振興条例の条文の見出しと条文に盛り込む文言について協議。</p>
平成 26 年 11 月 28 日	<p>政策検討部会を開催。 (仮称)那覇市観光振興条例の条文について審議。</p>
平成 26 年 12 月 24 日	<p>政策検討部会を開催。 部会長及び部会長補佐交代の後、(仮称)那覇市観光振興条例の条文について審議。</p>
平成 27 年 1 月 8 日	<p>政策検討部会を開催。 (仮称)那覇市観光振興条例について、観光課と意見交換し、全員協議会及び第 4 回議会報告会について協議。</p>
平成 27 年 1 月 15 日	<p>政策検討部会を開催。 琉球大学観光産業科学部教授と(仮称)那覇市観光振興条例の条文について意見交換を行い、条例の市民意見募集について確認。</p>

平成 27 年 1 月 19 日	政策検討部会を開催。 (仮称)那覇市観光振興条例の条文を審議し、全員協議会及び第 4 回議会報告会の役割分担等について意見交換。
平成 27 年 1 月 20 日	全員協議会(第 1 回)開催。 条例案について審議。
平成 27 年 1 月 22 日	政策検討部会を開催。 全員協議会での意見を踏まえて(仮称)メンソーレ那覇市観光振興条例の条文審議を行った。
平成 27 年 1 月 28 日	第 4 回議会報告会を開催。 「那覇市の観光について市民と議員でゆんたくさびら!」と題し、(仮称)めんそーれ那覇市観光振興条例(案)の概要を紹介し、市民意見を聴取。
平成 27 年 2 月 2 日 ～平成 27 年 2 月 24 日	(仮称)めんそーれ那覇市観光振興条例(素案)に関する意見等募集(パブリックコメント)実施。
平成 27 年 2 月 26 日	政策検討部会を開催。 市民意見募集で提出された市民意見 5 件に対する回答及び(仮称)めんそーれ那覇市観光振興条例の条文について審議。
平成 27 年 3 月 2 日	政策検討部会を開催。 (仮称)めんそーれ那覇市観光振興条例の条文の継続審議を行い、会派に持ち帰り検討することとした。
平成 27 年 3 月 6 日	政策検討部会を開催。 (仮称)めんそーれ那覇市観光振興条例の条文の継続審議を行った。
平成 27 年 3 月 11 日	政策検討部会を開催。 めんそーれ那覇市観光振興条例の条文の継続審議を行い、会派に持ち帰り検討することとした。
平成 27 年 3 月 12 日	政策検討部会を開催。 めんそーれ那覇市観光振興条例の条文の継続審議を行った。

平成 27 年 3 月 16 日	<p>全員協議会(第 2 回)開催。 政策検討部会が取りまとめた(仮称)めんそーれ那覇市観光振興条例案を了承。 政策検討部会を開催。 全員協議会で(仮称)めんそーれ那覇市観光振興条例案が了承された事を確認し、議案として上程する事を確認。</p>
平成 27 年 3 月 20 日	<p>平成 27 年(2015 年)2 月那覇市議会定例会最終日の本会議において、部会の議員 9 人が提出者、他議員 28 人が賛成者として、議案第 57 号めんそーれ那覇市観光振興条例制定について提案。委員会付託省略のうえ、直ちに採決を行った結果、全会一致で可決。平成 27 年 4 月 1 日より施行。</p>

めんそーれ那覇市観光振興条例全文

沖縄観光の玄関口である那覇市は、かつて琉球王国の拠点として、万国津梁の精神のもとアジア諸国との大交易で栄え、その歴史を今に伝える首里城跡、識名園、玉陵タマウドウン、園比屋武御嶽石門ソノヒャンウタキイシモンが世界遺産に登録されている。そして、首里金城町石畳道、龍潭通り、やちむんのまち壺屋など風情あふれるまち並みには、独自の文化や多彩な芸能、亜熱帯特有の自然が息づいており、魅力あふれる豊富な観光資源を有している。

観光は、人々の交流を通して、価値観や文化を認め合い、相互理解を深める中で、平和な社会を実現し、経済や雇用を支えるなど、地域活性化に寄与するものである。

本市の観光は、先人から受け継いできたイチャリバチョーデー、ユイマール、ウトウイムチといった心をもって、沖縄戦で焦土と化した中から復興した市民と関係者のたゆまぬ努力に支えられ、特色ある豊かな観光資源を活かして成長する地域経済の自立的発展をけん引するリーディング産業としての役割を担っている。

本市の観光の更なる発展、成長のためには、市民一人ひとりが、歴史、文化、自然、景観など那覇の良さを大切にし、人と人がつながり、支えあう、再び訪れたくなる持続可能な世界水準の観光地づくりを促進することが求められている。

このような考え方に立って、本市の観光振興を目指し、市、議会、市民、観光事業者及び観光関係団体が相互に連携して、那覇らしい多彩な観光資源の活用、新たな観光資源の創出を図り、市民と観光客がともに楽しめる

魅力ある滞在型の「国際観光交流都市」の形成に向けて協働して取り組むため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、観光の振興についての基本理念を定め、市の責務並びに議会、市民及び観光関係事業者等の役割を明らかにするとともに、本市の豊かな地域資源を活用した観光の振興に関する施策の基本事項を定めることにより活力ある地域づくりを図り、本市の経済の持続的な発展及び市民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 観光資源 歴史的文化遺産、地域の良好な景観、自然、伝統行事、文化その他観光の振興に資する資源をいう。
- (2) 観光関係事業者 旅行業、宿泊業その他観光に関連する事業を営む者をいう。
- (3) 観光振興団体 観光の振興を目的として、観光関係事業者で組織される団体その他観光に関する活動を行う団体をいう。
- (4) 観光関係事業者等 観光関係事業者及び観光振興団体をいう。

(基本理念)

第3条 観光の振興は、次に掲げる事項を基本理念(以下「基本理念」という。)とする。

- (1) 市、議会、市民及び観光関係事業者等が一体となり、生活環境との調和に配慮しつつ、本市に住む人にも訪れる人にも魅力ある観光地づくりを目指すこと。
- (2) 本市が持つ観光資源を大切に守り、活かすことで地域も潤う持続可能な観光地づくりを目指すこと。
- (3) 国際平和に貢献する相互理解をもって、観光客を温かく迎え入れるウトゥイムチの心あふれる観光地づくりを目指すこと。
- (4) 観光に関連する事業が市民に多様な就業の機会を提供すること等により地域社会において重要な役割を担うとの認識のもとに観光地づくりを目指すこと。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、観光の振興に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、観光関係事業者等が相互に連携して観光の振興に関する取組を進められるよう協力及び調整を図るものとする。
- 3 市は、観光の振興に関する取組への市民の参加及び観光関係事業者等の自主的な観光の振興に関する取組を促進するため、広報、啓発及び情報の提供を図るものとする。
- 4 市は、観光資源の活用により魅力ある観光地の形成を図るため、市民及び観光関係事業者等との連携により、観光資源の保全等に必要な施策を講ずるものとする。
- 5 市は、市内における観光客の安全の確保を図るため、観光地における災害等に関する情報の提供その他事故の発生の防止等に必要な施策を講ずるものとする。
- 6 市は、沖縄県その他の地方公共団体と連携し、観光資源を有効に活用するために必要な広域的な観光の振興に関する施策の推進を図るものとする。
- 7 市は、観光資源を活かして姉妹都市及び友好都市との交流に努めるものとする。

(議会の役割)

第5条 議会は、基本理念にのっとり、観光について調査研究をするとともに積極的な提言を行う等、観光の振興に取り組むものとする。

(市民の役割)

- 第6条 市民は、基本理念にのっとり、観光の振興に関する理解及び関心を深めるよう努めるものとする。
- 2 市民は、観光客を温かく迎えるとともに、地域の歴史、文化を大切に継承し、観光資源を活用した観光地づくりに参画するよう努めるものとする。
 - 3 市民は、地域の美化に努め、まちの景観を美しく保つことに努めるものとする。

(観光関係事業者の役割)

第7条 観光関係事業者は、基本理念にのっとり、観光客に快適なサービスを提供する等、観光客の満足度の向上に努めるものとする。

- 2 観光関係事業者は、地域における他の産業と連携することにより、地域の活性化が図られるよう努めるものとする。
- 3 観光関係事業者は、市が実施する観光の振興に関する施策の趣旨を理解し、事業を実施するよう努めるものとする。

(観光振興団体の役割)

- 第8条 観光振興団体は、基本理念にのっとり、観光関係事業者間の連携の推進を図るよう努めるものとする。
- 2 観光振興団体は、観光情報の発信、観光客の誘致及び受入体制の整備に積極的に取り組むよう努めるものとする。
 - 3 観光振興団体は、市が実施する観光の振興に関する施策の趣旨を理解し、事業を実施するよう努めるものとする。

(基本計画)

- 第9条 市長は、観光の振興に関する施策の計画的な推進を図るため、観光の振興に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 観光の振興に関する基本方針
 - (2) 観光の振興に関する将来目標
 - (3) 観光の振興に関し、市が計画的に講ずべき施策
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、観光の振興に関する施策を計画的に推進するために必要な事項
 - 3 市長は、基本計画を定めるに当たり、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)別表に定める那覇市観光審議会、市民及び観光関係事業者等の意見を聴かなければならない。

(人材育成)

- 第10条 観光の振興に寄与する人材を育成するため、市及び観光関係事業者等は連携して、観光関係事業者等に従事する者の知識及び能力の向上を図るよう努めなければならない。

(財政上の措置)

- 第11条 市は、観光の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(良好な観光環境の維持)

第 12 条 何人も、観光地としての良好な環境を保つため、道路、広場その他の規則で定める公共の場所において、観光客への付きまとい、拒絶の意思を示している観光客への土産品店、飲食店その他観光客の利用する施設への客引き行為、看板の違法な設置その他の規則で定める迷惑行為をしてはならない。

(指導)

第 13 条 市長は、前条の迷惑行為を行った者に対し、是正のために必要な指導をすることができる。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

第2章 那覇市議会の政策サイクルの主体

1 本会議

議員全員が参加する中心的な会議が本会議です。

各種議決権(①条例の制定又は改廃に関する議決、②予算の議決、③契約の締結に関する議決、④財産の交換、無償譲渡等に関する議決、⑤不動産の信託に関する議決、⑥財産の取得又は処分に関する議決、⑦負担付きの寄附の受入れに関する議決、⑧権利放棄に関する議決、⑨条例で定める重要な公の施設に関する議決、⑩訴えの提起、和解等に関する議決、⑪損害賠償額決定に関する議決、⑫公共的団体等の総合調整に関する議決)、選挙の権限、予算の増額をする権限、事務を検査する権限、監査委員に対し監査を求め報告を請求する権限、国会又は関係行政庁に意見書を提出する権限、事務を調査する権限といった本会議に固有の権限が認められている他、執行機関は議長から求められた場合は本会議に出席しなければならないとされています。

以上のように、強力な権限を有していますが、活動能力は会期中に限られ、その議事手続きも煩雑で、また、構成員が大所帯であることから自由闊達な議論になりにくく議員の真意が表現され難い等、運営面で非能率な側面を有しています。

2 常任委員会(自治法上の正規の機関・常設)

常任委員会は、以下(1)～(5)の理由により、地方議会における政策の取組主体の中心的役割が期待されます。

- (1) 所管事務調査、委員派遣、執行機関に対する出席説明の要求(ただし、本会議と異なり出席の義務はない)、公聴会、参考人招致、本会議への議案提出権等の広汎な権限を有している。
- (2) 休会中も活動できるので、時期的制約がない。
- (3) 那覇市議会委員会条例で、それぞれの所管事項が明確にされており、特定の政策に取組もうとする際の取組主体をスムーズに確定することが可能である。
- (4) 所属の委員は、その委員会の所管する分野に精通しているため、広汎かつ多岐にわたり専門化、技術化している地方公共団体の事務を合理的、能率的に調査又は審議することができる。
- (5) 委員会提出の議案は、原則として委員会に付託しないこととされている(那覇市議会会議規則第37条第2項)ことから、委員会が政策課題の取組主体となることは審議能率の向上に資する。

常任委員会の名称	所管事項
総務常任委員会	総務部、企画財務部、出納室、消防局、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び議会事務局の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
都市建設環境常任委員会	環境部、都市みらい部、まちなみ共創部及び上下水道局の所管に属する事項
教育福祉常任委員会	福祉部、こどもみらい部及び教育委員会の所管に属する事項
厚生経済常任委員会	市民文化部、経済観光部、健康部及び農業委員会の所管に属する事項
予算決算常任委員会	予算及び決算に関する事項

3 特別委員会(自治法上の正規の機関・臨時的)

「特別委員会」は、常任委員会の所管が明確でない事柄あるいは2以上の常任委員会の所管に属する事柄などについて設置する臨時的な合議制の機関で、付託された特定の事件又は事項についてだけその会期中に限り審査又は調査を行う能力を持つ会議体です。付託された事件の審査又は調査を終了し、議会の会議で議決された時をもって消滅します。

ひとたび特別委員会が設置されれば、認められる権限は常任委員会と変わりませんが、特別委員会を設置するには一旦本会議の議決が必要であるため、常任委員会のように、委員会それ自体で主体的に活動を開始することはできません。政策の取組主体としては常任委員会の補完的な役割を担うものでありますが、本市では過去に、路上喫煙防止条例に関する調査特別委員会が主体となって那覇市路上喫煙防止条例を、中核市移行に関する調査特別委員会が主体となって那覇市議会基本条例を制定しています。

最近、那覇市議会が設置した特別委員会

特別委員会の名称	設置期間
行財政改革対策特別委員会	平成16年12月20日～ 平成17年03月23日
議員定数に関する調査特別委員会	平成17年12月13日～ 平成18年05月29日
路上喫煙防止条例に関する調査特別委員会	平成18年09月26日～ 平成18年12月25日

新庁舎建設に関する調査特別委員会	平成 19 年 03 月 12 日～ 平成 19 年 08 月 06 日
中核市移行に関する調査特別委員会	平成 22 年 3 月 16 日～ 平成 25 年 6 月 26 日
公共交通と交通政策に関する調査特別委員会	平成 22 年 4 月 28 日～ 平成 25 年 3 月 26 日
観光と地域活性化に関する調査特別委員会	平成 22 年 4 月 28 日～ 平成 25 年 6 月 4 日

4 全員協議会

地方自治法第 100 条第 12 項及び那覇市議会会議規則第 166 条により議員全員を構成員とし、議案の審査又は議会の運営その他議会の活動に関し協議又は調整を行う場として設置されているのが、全員協議会です。

中核市移行に関する調査特別委員会が議会基本条例案をとりまとめるにあたり、平成 24 年 2 月 16 日第 1 回全員協議会を開催して、出席者全員が 1 分間ずつ議会改革に対する意見を述べたことに始まります。

これまでに、那覇市環境基本計画、那覇市観光基本計画、都市計画マスタープラン、健康なは 21、那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略、那覇市中心街地の活性化に関する基本計画、第 5 次那覇市総合計画等の重要案件について協議調整を行いました。

運営等については那覇市議会全員協議会要綱で定めています。

全議員が構成となっていることから、ここで合意された案件は、後日の本会議においても円滑に結論が得られることとなります。

ただ、構成員が大所帯であることに由来する運営の非効率性については本会議と同様であることから、委員会や議会改革推進会議が取り組んだ政策について、本会議に提案する前の橋渡し役として期待されます。

5 議会改革推進会議並びに議会改革部会、広報参画部会及び政策検討部会

議会改革に取り組むための推進組織として設置されたのが、議会改革推進会議です(那覇市議会基本条例第 25 条第 2 項)。その組織の運営等については、那覇市議会改革推進会議設置要綱で定めています。

議会改革推進会議のもとには、議会改革部会、広報参画部会、政策検討部会の 3 部会が設置され、議長を除くすべての議員が、議会改革推進会議又は 3 部会のいずれかに所属し、那覇市議会の議会改革に関わっています。

議会改革推進会議の検討結果は、座長から議長に報告され、議会運営に生かされます。